

内閣参質一六四第六一号

平成十八年六月九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千 景殿

参議院議員藤末健三君提出憲法改正の議論と我が国安全保障政策の原則に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員藤末健三君提出憲法改正の議論と我が国家安全保障政策の原則に関する質問に対する答弁書

憲法改正については、政党等において種々議論がなされているが、政府においては、現在のところ、これを現実の課題としていないため、憲法第九条が改正されることを前提とする改正後の憲法解釈に関するお尋ねについて見解を述べることは差し控えたい。

また、御指摘の様々な政府の政策に関するお尋ねについては、将来における憲法以外の法令やいわゆる国会決議の内容いかんにもかかわるものであることから、お答えすることは差し控えたい。

